

原議保存期間30年
(平成50年12月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長

警察庁丙規発第19号
平成20年6月30日
警察庁交通局長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の制定及び施行について(通達)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(平成20年内閣府・国土交通省令第2号。以下「改正命令」という。)は、本日、別添1・2のとおり公布され、本年8月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 普通自転車に係る規定の整備

1 趣旨

今般、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第63条の3に規定する普通自転車をいう。以下同じ。)の通行の安全を確保しつつ、道路における他の交通主体との適切な共存を図るため、道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号。以下「改正法」という。)により、自転車の通行区分及び通行方法について見直しが行われたところである(「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」(平成20年5月20日付け警察庁丙交企発第59号、丙交指発第23号、丙規発第15号、丙運発第14号)及び「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通規制関係事務の運用について(通達)」(平成20年5月20日付け警察庁丁規発第34号)参照)。

これを契機として自転車専用通行帯の新設等による自転車の通行環境の整備が各地で行われているところであるが、これらの施策のより一層の推進を図るため、今回の改正において、歩道や車道における自転車や他の交通主体の通行方法等についての規定を整備することとしたものである。

2 改正内容

(1) 規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」の意味の変更について

改正命令による改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「旧命令」という。)上、規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」については4種類の意味が規定されていたところであるが、そもそも、1つの標識が複数の意味を持つということは、それを見る者が直ちにどのような意味かを判別できないなどの不都合をもたらすことも多いことから好ましい状況とは言えなかった。

この点、同標識が意味する「交通法第8条第1項の道路標識により、普通自

転車以外の車両の通行を禁止すること」と「交通法第8条第1項及び第9条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため普通自転車以外の車両の通行を禁止すること」の意味については、設置されている場所、道路状況等からどちらの意味であるかを外見上判断することが特に困難であったところ、今回の改正において、「交通法第8条第1項及び第9条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため普通自転車以外の車両を禁止すること」の意味を削除することとしたものである。

- (2) 規制標識「専用通行帯(327の4)」・規制標示「専用通行帯(109の6)」の意味の変更について

特定の車両の専用通行帯が設けられているときには、他の車両は専用通行帯以外の車両通行帯を通行しなければならないこととされているが、このような場合にあっても、旧命令上は、小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両については例外として当該専用通行帯の通行ができることとされてきた。この点について、自転車の通行の安全の確保を図るという改正法の趣旨等にかんがみ、今回の改正により、自転車の専用通行帯が設けられている場合は、軽車両以外の車両は、当該専用通行帯以外の車両通行帯を通行しなければならないこととしたものである。

- (3) 規制標示「普通自転車の歩道通行部分(114の3(旧命令上、114の2。))」の意味の変更及び規制標示「普通自転車歩道通行可(114の2)」の新設について

ア 旧命令上、自転車の歩道の通行部分を指定する場合には、規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」を設置し、歩道上を自転車が通行できることを示した上で、規制標示「普通自転車の歩道通行部分(114の3)」により自転車が通行すべき部分を指定する必要があったところ、今回の改正により、規制標示「普通自転車の歩道通行部分(114の3)」に自転車が歩道を通行することができる旨の意味を持たせ、規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」が設置されていない場合にあっても、自転車の歩道通行部分を指定できることとしたものである。

イ また、規制標示「普通自転車の歩道通行部分(114の3)」は、通行すべき部分を指定するための白線と自転車の記号を同時に設置することとされているところ、旧命令上は、通行すべき部分が指定されていない歩道において自転車を通行させる場合には標示によることはできず、規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」を設置せざるを得なかった。

そこで今回、自転車の記号のみで自転車が歩道を通行できることを表す規制標示「普通自転車歩道通行可(114の2)」を新設することとしたものである。

- (4) 規制標識「自転車及び歩行者専用(325の3)」の標示板の記号の鏡像である記号を使用可能とすることについて

道路交通法上、自転車が歩道を通行する場合、当該歩道の中央から車道寄りの部分を通行する必要があるが(法第63条の4第2項)、このことを標示板に

より表すことができるようにするため、規制標識「自転車及び歩行者専用（325の3）」の標示板の記号に鏡像である記号を用いることができるよう所要の整備を行ったものである。

(5) 標示の自転車の記号の統一化について

歩道を通行する自転車の運転者に混乱をもたらすことを避けるため、規制標示「普通自転車の歩道通行部分（114の3）」、規制標示「普通自転車の交差点進入禁止（114の4（旧命令上、114の3。））」及び指示標示「自転車横断帯（201の3）」の自転車の記号について、例示である旨の規定を廃止することとしたものである。

第2 駐車に係る規定の整備

1 趣旨

新駐車対策法制の施行状況を踏まえ、更なる駐車秩序の改善を図るべく改正法においてパーキング・チケット発給設備の設置要件に関する規定が見直されるとともに、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第66号。以下「改正法施行規則」という。）においてパーキング・メーターの機能に関する規定が整備されたところ（「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成19年8月23日付け警察庁丙交企発第102号、丙交指発第37号、丙規発第33号、丙運発第29号）第2参照）、短時間駐車需要等の駐車に関する様々な要請に対応するため、時間制限駐車区間に係る規定を整備し、運転者の利便性の向上を図ることとしたものである。

2 改正内容

(1) 規制標識「平行駐車（327の10）」、「直角駐車（327の11）」及び「斜め駐車（327の12）」の新設について

旧命令上、駐車の方法は規制標示のみにより指定されていたところ、これを標識によっても指定することができるよう規制標識「平行駐車（327の10）」、「直角駐車（327の11）」、「斜め駐車（327の12）」を新設することとしたものである。

(2) 規制標示「平行駐車（112）」、「直角駐車（113）」及び「斜め駐車（114）」の意味の変更について

旧命令上、規制標示「平行駐車（112）」、「直角駐車（113）」及び「斜め駐車（114）」については、時間制限駐車区間の交通規制の際に設置される標示（法第49条の2第3項）と、駐車方法を指定する際に設置される標示（法第48条）とが外見上同一であるにもかかわらず、それぞれ独立した意味を持つ形で併存してきた。そのため、時間制限駐車区間の交通規制が時間帯を区切って行われている場合、当該交通規制を示すための標示は、交通規制の行われている時間帯以外の時間においては、外見上駐車方法を指定しているように見えるにもかかわらず、何ら交通規制の効果を持たないこととなり、このことが運転者には分かりにくく、混乱をもたらす可能性があった。

そこで、運転者の利便性の向上を図るため、今回の改正によりこれらの標示

の意味を改正し、時間制限駐車区間の交通規制を行うために設置した標示にも、当該時間制限駐車区間の交通規制が行われていないときには、駐車方法の指定の意味を持たせることとしたものである。

また、これに併せて、新設する規制標識「平行駐車（327の10）」、「直角駐車（327の11）」及び「斜め駐車（327の12）」の意味についても同様のものとする事とした。

(3) 補助標識「駐車時間制限（504の2）」の新設について

改正法施行規則の施行により、時間制限駐車区間におけるパーキング・メーターの機能として、車両が駐車を終了すべき時刻を表示することが可能となったことから（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の4第2号）、規制標識「時間制限駐車区間（318）」に「パーキング・メーター（パーキング・チケット）表示時刻まで」と表示する補助標識「駐車時間制限（504の2）」を附置することができることとしたものである。

第3 その他

1 趣旨

道路標識の合理化等を図るため所要の規定を整備することとしたものである。

2 改正内容

(1) 規制標識「前方優先道路・一時停止（旧命令上、330の2）」の廃止について

道路交通法上、交差道路が優先道路であるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならないとされている（法第36条第2項）。この点、「前方優先道路・一時停止（330の2）」は「一時停止」の標示板と補助標識「前方優先道路（509）」の組合せにより表示の意味が理解されるものであるが、一時停止の交通規制が行われている交差点においては、そもそも運転者は、前方の道路が優先道路であるかどうかにかかわらず、当然に交差道路を通行する車両等を優先させることが求められているところ、補助標識によりあえて前方が優先道路であることを示す必要はない。

そこで、今回の改正により規制標識「前方優先道路・一時停止（330の2）」を廃止し、今後は、同趣旨の交通規制を規制標識「一時停止（330）」によって行うこととしたものである。

(2) 規制標識「歩行者横断禁止（332）」の設置場所の追加について

規制標識「歩行者横断禁止（332）」については、歩行者が横断しようとする場所によっては、中央分離帯に設置した方が視認性が高まる場合があることにかんがみ、同標識の設置可能な場所に、中央分離帯を追加することとしたものである。

(3) 規制標識「最低速度（324）」の灯火による表示を可能とすることについて

高速自動車国道等における必要性にかんがみ、規制標識「最低速度（324）」を灯火により表示することができることとしたものである。

(4) 指示標示「斜め横断可（201の2）」を表示する記号の追加について

指示標示「横断歩道（201）」については、横断歩道を表示する記号の側線

を省略することができることとされているところ、指示標示「斜め横断可（201の2）」についても同様の規定を設けることとしたものである。

(5) 案内標識に係る所要の規定の改正について（参考）

今回の改正により、案内標識についても所要の改正が行われたが、その要点は以下のとおりである。

ア 交差点における案内標識の分かりやすさの向上を図るため、高速道路等以外の道路に設置する案内標識「方面及び方向の予告（108 - A・108 - B）」及び「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」の交差点までの距離に係る表示の方法を必要に応じて変更することができることとしたものである。

イ 道路の種別による表記のばらつきの是正を図るため、距離を表示する「Km」の表記を「km」に変更することとしたものである（案内標識「方面、方向及び距離（105 - A・105 - B・105 - C）」、「方面及び距離（106 - A）」及び「著名地点（114 - A）」）。

ウ 今後、新直轄方式による無料の高速道路等の整備が予定されていることにかんがみ、案内標識「入口の方向（103 - A・103 - B）」及び「入口の予告（104）」において、必要に応じて無料区間又は有料区間を表す旨を表示することができることとしたものである。

別添 1・2 （略）